

(案)

(仮称) 富士見市産業振興条例

私たちのまち富士見市は、農業、商業、工業など様々な産業が営まれ、自然と調和した良好な住宅都市として発展してきました。

しかし、少子高齢化をはじめとした社会環境と経済情勢の変化は、本市の産業の振興にも大きな影響を及ぼしています。

このような中、雇用及び消費の機会の拡大、定住化の促進など、魅力ある自立したまちを目指し、市、事業者、産業経済団体、市民等が産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、協働して取り組んでいく地域経済の活性化のための仕組みづくりが求められています。

ここに、本市の特性を生かした産業の振興における基本理念を明らかにするとともに、関連する施策を一体的かつ相乗的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域社会の発展のために産業を振興することが重要であることに鑑み、産業の振興に関する施策に関し基本理念を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民等の役割等を明らかにし、産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内において居住し、在勤し、又は在学する者及び非営利の活動を行う団体をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 産業経済団体 農業協同組合、商工会その他の産業の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、

市、事業者、産業経済団体及び市民等のそれぞれの役割の下、相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。この場合において、産業の各分野の振興は、次に掲げる取組により推進されなければならない。

- (1) 農業については、優良農地の確保、生産技術の向上及び安定した経営基盤づくりに努めるとともに、地産地消及び農の魅力づくりに取り組むこと。
- (2) 商業については、商店街の活性化のための環境整備を進めるとともに、地域のにぎわい及び消費の拡大に取り組むこと。
- (3) 工業については、良好なものづくりのための環境整備及び競争力の向上に取り組むこと。
- (4) 観光については、自然・文化・歴史に加え、産業による魅力を付加していくとともに、積極的な情報発信により、地域経済の活性化及び消費の拡大に取り組むこと。
- (5) 産業の各分野において成長及び雇用機会の拡大が期待される産業の創出及び誘致に取り組むこと。

(市の役割)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民等、事業者及び産業経済団体における相互交流の促進
- (2) 農商工連携及び産学官連携への支援
- (3) 地産地消への支援
- (4) 担い手の育成及び支援
- (5) 企業立地及び産業集積の促進
- (6) 事業者の経営基盤安定への支援
- (7) 雇用機会の拡大及び就労への支援
- (8) 国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携
- (9) その他地域経済の活性化のために必要な施策の推進

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第3条の基本理念に配慮し、次に掲げる役割を担うよう

努めるものとする。

(1) 市又は産業経済団体が行う産業の振興に関する施策又は事業活動への協力

(2) 自らの事業活動における法令の遵守と社会的な責務の遂行

(3) 自らの事業活動を通じての雇用機会の拡大及び地域経済への貢献

(4) 事業者間又は産業経済団体との相互連携

(5) 産業経済団体への加入等を通じての地域経済への貢献

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、第3条の基本理念に配慮し、次に掲げる役割を担うよう努めるものとする

(1) 事業者自らの創意工夫又は自主的な努力による取組及び市民等の活動への積極的な支援

(2) 自らの事業活動による地域経済の活性化への貢献

(3) 市が実施する産業の振興に関する施策への積極的な協力

(市民等の協力)

第7条 市民等は、地域経済の活性化のため、市、事業者及び産業経済団体
が実施する産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(産業の振興に関する計画)

第8条 市は、産業の振興に関する施策を推進するため、計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、産業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(富士見市産業振興審議会)

第10条 市は、産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市産業振興審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市産業振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(富士見市産業振興審議会条例の一部改正)

2 富士見市産業振興審議会条例(平成25年条例第28条)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市産業振興条例(平成26年条例第 号)第10条第2項の規定に基づき、富士見市産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。